

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（令和6年11月28日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和7年1月17日

山形市監査委員 玉 田 芳 和
同 伊 藤 明 彦
同 浅 野 弥 史

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

財政援助団体等監査結果に伴う指摘事項についての措置状況（通知）

令和6年11月28日付で通知のあった財政援助団体等監査結果に伴う指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

団体名及び所管 部課名	監査の結果	措置状況
一般財団法人山形市都市振興公社	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
財政部資産マネジメント課 商工観光部産業政策課、ブランド戦略課 まちづくり政策部公園緑地課 都市整備部道路維持課	1 馬見ヶ崎プール指定管理業務に係る公園施設の設置許可申請事務において、鈴川公園（馬見ヶ崎プール内）自動販売機の設置に係る許可申請書について、公園占用料の算出根拠となる書類が添付されていないものがあった。（一般財団法人山形市都市振興公社）	1 公園占用に係る許可申請の際は、公園占用料の算出根拠となる面積計算書等の書類を申請書に添付するよう指導しました。
	2 指定管理業務に係る使用料等徴収事務について、指定管理者に対し、徴収等事務委託に係る身分を示す証明書を交付していなかった。（道路維持課） ・ 駐車場管理事業（駐車場使用料等） ・ 駐輪場管理事業（駐輪場使用料等）	2 徴収事務委託に係る身分を示す証明書を交付し、見やすい場所に証明書を掲示するよう指示を行いました。また、掲示されている状況についても確認いたしました。

	<p>3 馬見ヶ崎プール指定管理業務に係る公園施設の設置許可事務において、鈴川公園（馬見ヶ崎プール内）自動販売機の設置に係る許可申請書に、公園占用料の算出根拠となる書類が添付されていないまま受理し、設置を許可しているものがあった。 （公園緑地課）</p>	<p>3 公園施設の設置許可申請書を受けの際に、面積計算書等の算出根拠となる資料等が添付されているか、書類内容の確認を徹底いたします。</p>
--	---	---